

山梨県公報

第二十号

令和元年

七月十八日

木曜日

目次

○山梨県条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正	一六九
○山梨県ひとり親家庭実態調査の実施	一六九
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一六九
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一七〇
○保安林の指定の予定(二件)	一七〇
○道路の区域変更	一七〇
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	一七一
○令和元年度クリーニング師試験の実施	一七一
○換地処分の実施	一七二
○土地改良区役員の退任及び就任	一七二
○公共測量の実施(二件)	一七四
○公安委員会	一七四
○一般競争入札について	一七四

告示

山梨県告示第四十八号

山梨県条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二の表に次のように加える。

七

令和元年六月

学校法人帝京大学帝

甲府市北口二丁目十五番四号

二十七日

京山梨看護専門学校

山梨県告示第四十九号

令和元年度山梨県ひとり親家庭実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 調査の名称 山梨県ひとり親家庭実態調査
- 調査の目的 この調査は、県内の母子世帯及び父子世帯の実態を把握し、今後の福祉行政諸施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 報告を求める事項
 - 世帯に関する事項
 - 住居に関する事項
 - 職業及び生計に関する事項
 - 児童に関する事項
 - 生活に関する事項
 - 福祉制度に関する事項
 - 悩みや福祉行政への要望に関する事項
- 基準となる期日 令和元年八月一日
- 報告を求める者
 - 調査地域 山梨県全域
 - 調査対象 県内に居住する母子世帯及び父子世帯から無作為に抽出した世帯
- 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布は市町村窓口において行い、調査票の回収は市町村窓口において又は郵送により行う。
- 報告を求める期間 令和元年八月一日から同月三十一日まで

山梨県告示第五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月十八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番十一及び二千番十二の各一部
 - 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一及び二千番十一の各一部並びに二千番十の全部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八五九の一、八五九の六、字大入五三二の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保八五九の一・字大入五三二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町本郷字谷津九三一四の一、九三二二、九三二三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷津九三一四の一・九三二二・九三二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和元年八月八日まで一般の縦覧に供する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐岩間停車場西島線
- 三 道路の区域

区 間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
南巨摩郡身延町西嶋字城山二九七六番一地从先から南巨摩郡身延町西嶋字城山二九七六番一地向先まで	新	旧	一七・八〇 二三・〇〇	三九・四〇
	二〇・二〇 八一・二二			三九・四〇

山梨県告示第五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面
は、山梨県土木整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置
いて縦覧に供する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号五号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱番号六号から十七号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十七号と六号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡 市 町 村	大 字	字	地 番	
上畑倉の3	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	大月市	賑岡町	畑倉	タヤ まさや	一一六九番 同 一〇九四番 同 一一〇一番 一一一五番 一一〇一番

十二	同	同	同	同	一一一五番
十三	同	同	同	同	
十四	同	同	同	同	
十五	同	同	同	同	
十六	同	同	同	同	
十七	同	同	同	同	

公 告

● 令和元年度クリーニング師試験の実施
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリー
ニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和元年十月二十三日（水）午前九時三十分から
- 二 試験場所 甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（びゅあ総合）
- 三 試験科目
 - 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
 - 4 洗濯物の処理に関する技能
 - 5 繊維の鑑別に関する技能
- 四 受験資格 クリーニング業法第七条第三項に規定する者
- 五 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 履歴書
 - (三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はその認定書の写し等）
 - (四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十二・七センチメートルかつ横

- 八・九センチメートル)、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの)
- 2 受験手数料 七千円(受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。なお、受験手数料は、願書を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)
- 3 受験願書受付期間 令和元年八月二十六日(月)から同年九月六日(金)まで(以下「受付期間」という。)の山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、4に掲げる受験願書の提出先に持参すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること(受付期間内の消印のあるものを有効とする。)
- 4 受験願書等の提出先 受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する各保健福祉事務所(保健所)(支所を含む。以下同じ。)(甲府市にあっては、甲府市健康支援センター)に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。
- 六 試験結果の発表等
 - 1 合格者の発表 令和元年十月三十日(水)午前九時に山梨県防災新館東側、各保健福祉事務所(保健所)及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。
 - 2 可否通知書の送付 受験者には、試験結果発表後に可否通知書を郵送する。
- 七 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三三―一四八八
山梨県中北保健福祉事務所(中北保健所) 衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―二三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所 峡北支所(中北保健所 峡北支所) 衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一三三―一三〇七

山梨県峡東保健福祉事務所(峡東保健所) 衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五三―二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所(峡南保健所) 衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所) 衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―一九〇三三
甲府市健康支援センター生活衛生業務課	甲府市相生二丁目十七番一号	〇五五―一三三―二五五〇

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区堰口第二工区)の換地処分を令和元年六月二十四日実施した。
令和元年七月十八日 山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、近津用水土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和元年七月十八日 山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	山下政樹	笛吹市石和町市部七百七十七番地	平成三十一年三月三十一日
理事	荻野正直	笛吹市石和町井戸三百三十九	同

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
青柳栄一	川手滋郎	土屋直	遠藤武	関野登	広瀬和人	筒井克巳	高野知象	野村利雄	小林光男	三浦光宏	上野稔	秋山和富	
笛吹市石和町唐柏九十八番地	地三 笛吹市石和町広瀬四百七十番	甲府市川田町五百三十二番地	地 甲府市西油川町二百九十五番	甲府市上町千六百十九番地一	甲府市和戸町二百二十五番地	笛吹市石和町今井六十一番地	番地百六十九 笛吹市石和町川中島千六百七	地 笛吹市石和町東油川百四十番	甲府市向町七百九十番地	番地 笛吹市石和町八田三百九十七	百三十五番地二 笛吹市石和町四日市場二千三	甲府市蓬沢一丁目八番地三号	番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	理事長	役職名
関野登	遠藤武	広瀬和人	小林光男	内藤隆明	伊藤正英	萩原太志	雨宮宏	三浦光宏	上野稔	荻野正直	山下政樹	氏名
甲府市上町千六百十九番地一	地 甲府市西油川町二百九十五番	甲府市和戸町二百二十六番地	甲府市向町七百九十番地	甲府市蓬沢一丁目八番地八号	笛吹市石和町今井三十六番地	地 笛吹市石和町東油川七十八番	九番地 笛吹市石和町川中島二百二十	番地 笛吹市石和町八田三百九十七	百三十五番地二 笛吹市石和町四日市場二千三	番地 笛吹市石和町井戸三百三十九	番地 笛吹市石和町市部七百七十七	住所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成三十一年四月一日	就任年月日

監事	土屋直	甲府市川田町五百三十二番地	同
同	青柳栄一	笛吹市石和町唐柏九十八番地	同
同	森道雄	笛吹市石和町広瀬九百四十番地	同

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中日本高速道路株式会社東京支社南アルプス工事事務所から次とおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡南部町
- 三 測量の期間 令和元年六月十三日から令和二年三月二十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 二 測量の地域 富士山北麓
- 三 測量の期間 令和元年七月三日から同年十二月二十七日まで

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年七月十八日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量 指紋情報管理システム 一式
- 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで
- 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部刑事部鑑識課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。
- 3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十一年山梨県告示第七十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇六一〇

〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地の四 山梨県警察本部刑事部鑑識課 指紋担当 電話〇五五―二六二―八六〇一

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和元年七月三十日（火）までの山梨県の休日（以下「休日の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（七月三十日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和元年八月二十七日（火）午前十時三十分 山梨県警察本部石和分庁舎一階会議室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和元年八月二十三日（金）午後四時までに山梨県警察本部刑事部鑑識課指紋担当（郵便番号四〇六一〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地の四）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和元年八月十九日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることとの確認を受けなければならない。ただし、最終日（八月十九日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七

年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部刑事部鑑識課 電話〇五五―二六二―八六〇一

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Yamanashi Prefectural Police Information Management System for Fingerprints, ISet

2 Date and time for tender: 10:30AM August 27, 2019

3 Bureau in charge: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 312-4 Kubonakajima Isawa-cho Fuefuki Yamanashi 406-0036 Japan TEL 055-262-8601